

インセンティブ制度に係る本格実施等の実績 及び広報の実施状況について

インセンティブ制度に係る本格実施等の実績及び広報の実施状況について

- インセンティブ制度は、これまでの運営委員会や支部評議会の議論を踏まえ、健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月に公布された。開始年度である平成30年度から本格実施し、その実績を平成32年度の都道府県単位保険料率に反映することとなる。
- 試行実施及び本格実施の結果については、迅速に検証する必要があることから、試行実施である平成29年度の実績データ（P5～）及び本格実施の開始年度である平成30年10月時点で集計可能な平成30年度（4月～8月）の実績データ（P10～）を作成した。
- また、インセンティブ制度の実施にあたっては、加入者の行動変容につながるような丁寧な周知広報が重要であることから、埼玉支部においては、P15のとおり、広報を実施（予定）している。

実績データの前提条件について

<インセンティブに係る保険料率について>

- インセンティブ分に係る保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%を盛り込むこととされている。
- また、制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入することとされているため、今回の集計では全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に0.004%を盛り込んで実績を算出することとする。
平成30年度（平成32年度保険料率）：0.004% ⇒ 平成31年度（平成33年度保険料率）：0.007% ⇒
平成32年度（平成34年度保険料率）：0.01%

インセンティブ制度に係る本格実施等の実績及び広報の実施状況について

<試行実施（平成29年度）について>

- 試行実施（平成29年度）については、通年ベース（平成29年4月から平成30年3月）で集計している。

<本格実施（平成30年4月～8月分）について>

- 平成30年4月～8月分の実績については、平成30年10月時点で集計できるデータを活用をしていることから、各指標の対象月が異なる。詳細は以下のとおりである。

【指標1】特定健診等の受診率	平成30年4月～8月
【指標2】特定保健指導の実施率	同上
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	同上
【指標4】医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	...	平成30年4月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者
【指標5】後発医薬品の使用割合	平成30年4月～7月

【具体的な評価方法】

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

対前年度伸び幅（率）

100%－当該支部の実績

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の受診率（使用データ：4月～3月の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数} + \text{自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数} + \text{自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数}}{\text{自支部被保険者数} + \text{自支部被扶養者数}} \quad (\%)$$

① 特定健診等の受診率【60%】

② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}} \quad (\%)$$

① 特定保健指導の実施率【60%】

② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数) + (前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)}} (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち医療機関受診者数}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)}} (\%)$$

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】

② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量}} (\%)$$

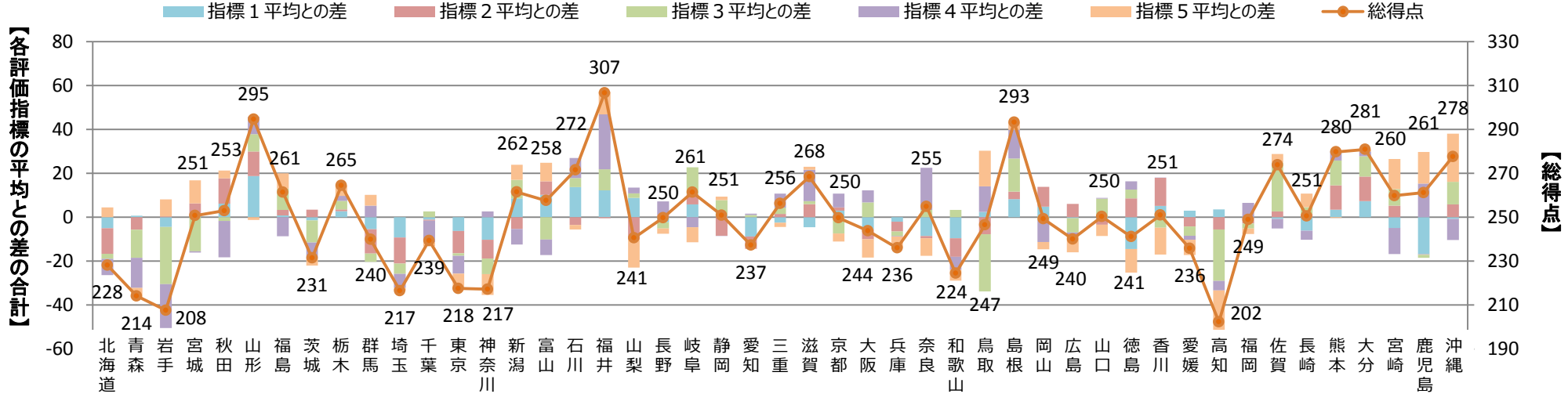
① 後発医薬品の使用割合【50%】

② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

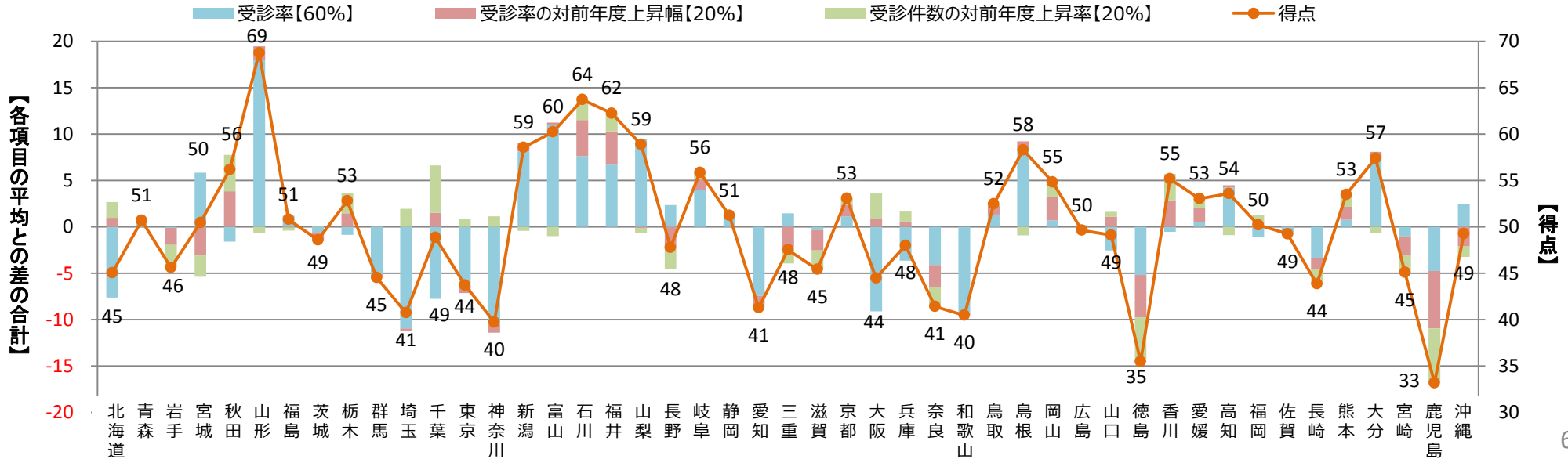
インセンティブ制度に係る試行実施の実績 【平成29年度】

平成29年度のデータを用いた実績

5つの評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差

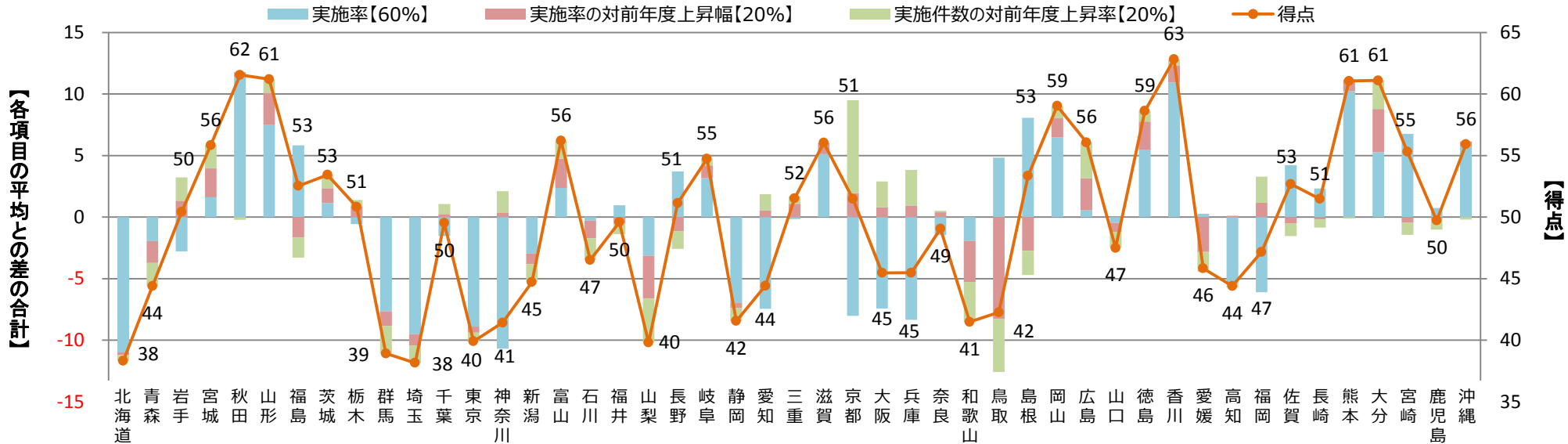


指標 1. 特定健診等受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

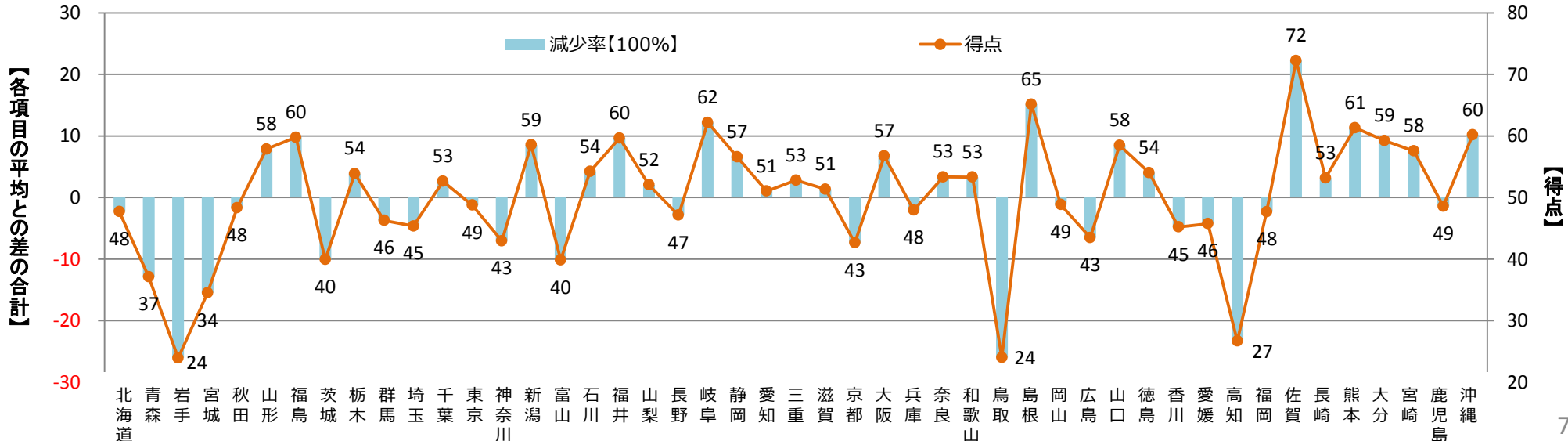


平成29年度のデータを用いた実績

指標2. 特定保健指導実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

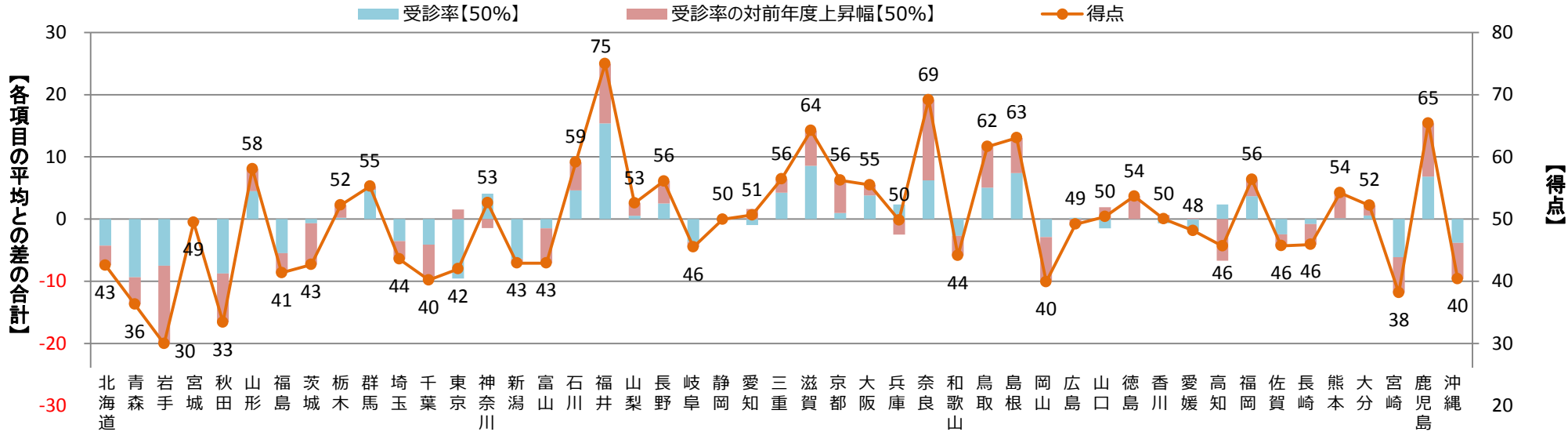


指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標の全国平均との差

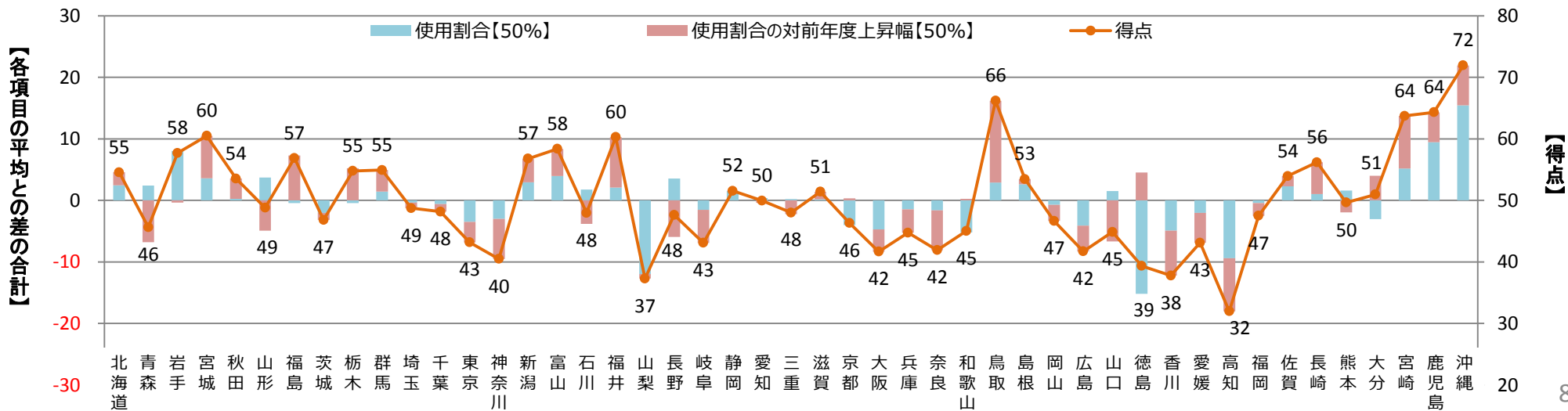


平成29年度のデータを用いた実績

指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



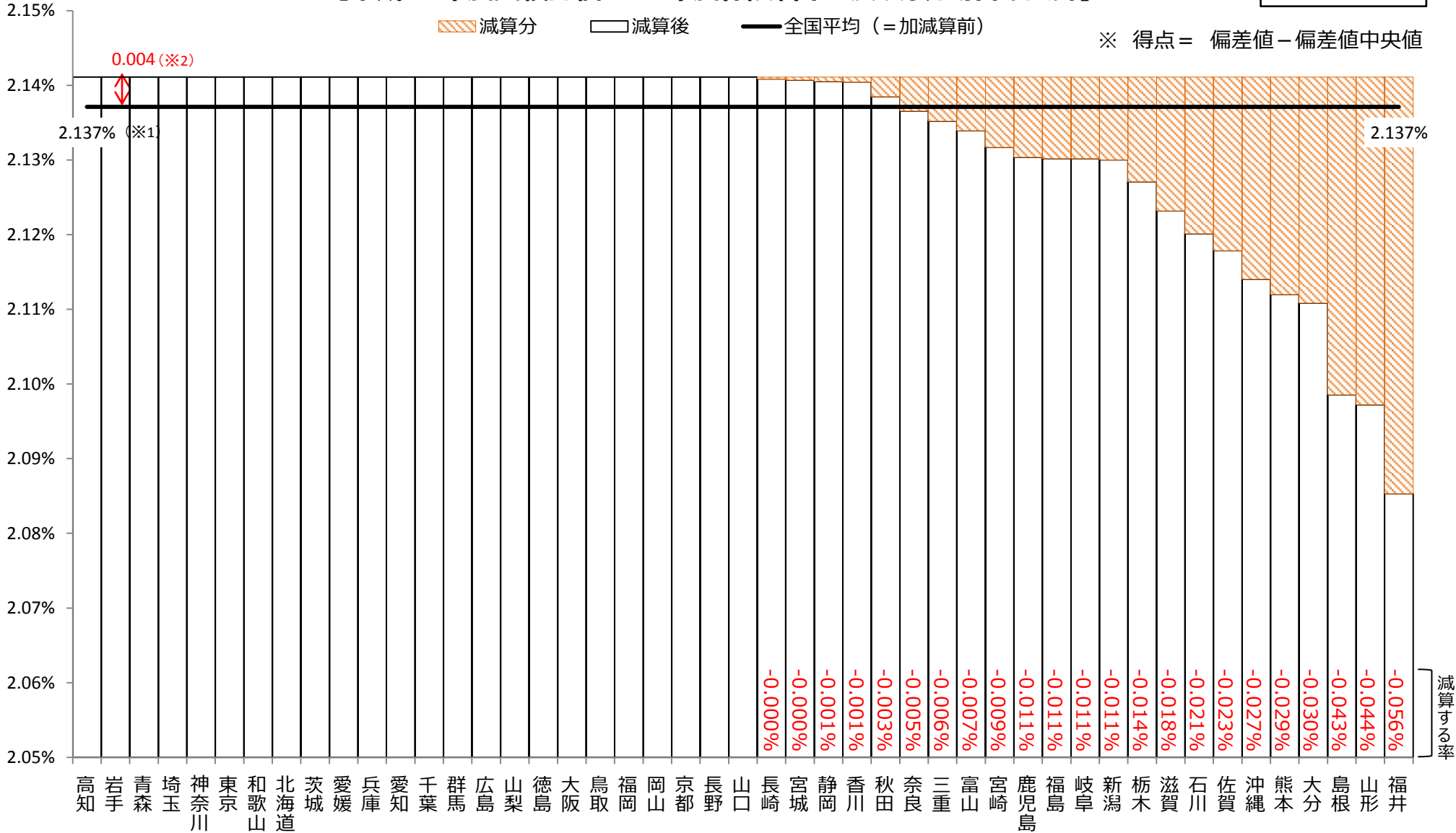
指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



平成29年度のデータを用いた実績

【平成30年度実績評価⇒32年度保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



※1 2.137%とは、平成30年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

※2 平成32年度保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度総報酬額の実績に0.004%を乗じて平成32年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。(詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。)

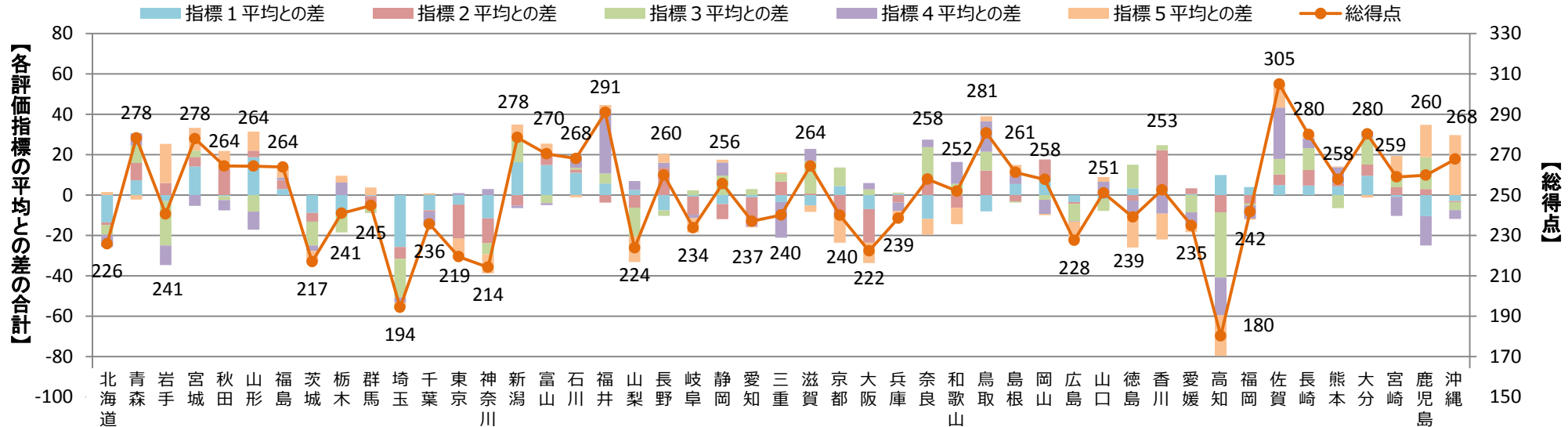
インセンティブ制度に係る本格実施の実績

【平成30年4月～8月分】

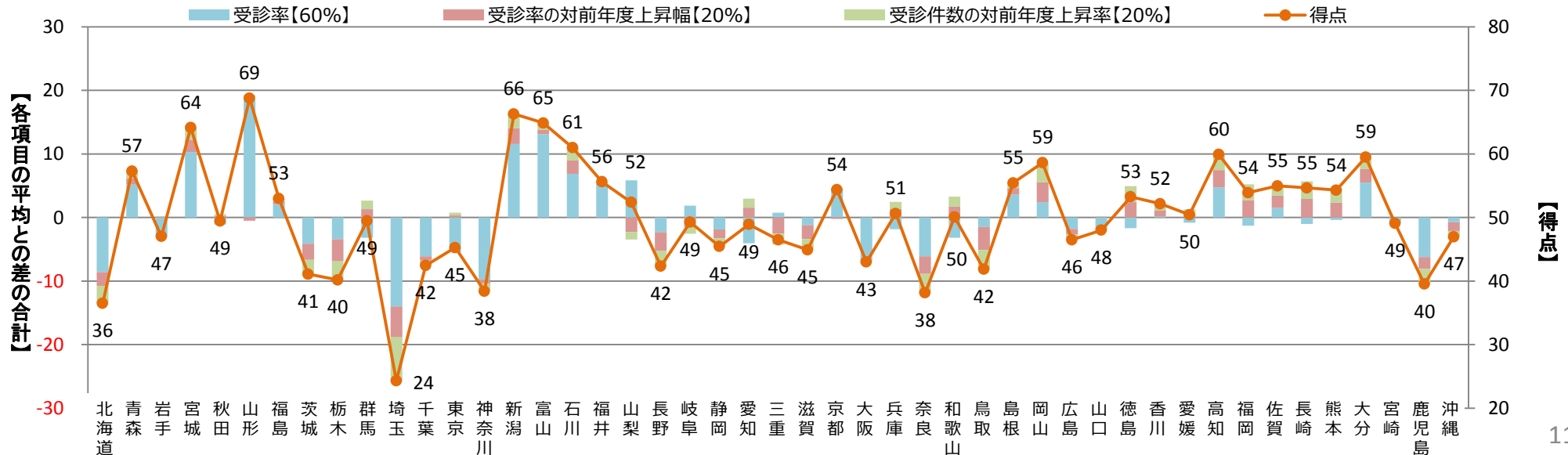
※当該集計は、平成30年10月末時点で集計可能なデータを用いていることから、暫定値であり、今後集計する通年ベースのデータとは乖離が生じることに留意が必要。

平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

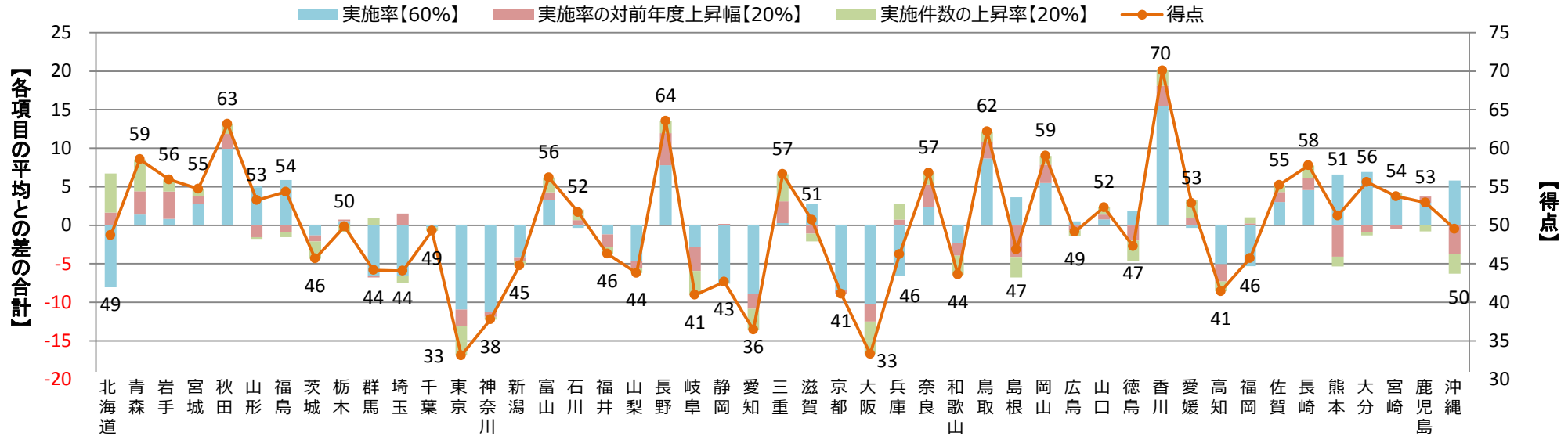


指標1. 特定健診等受診率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

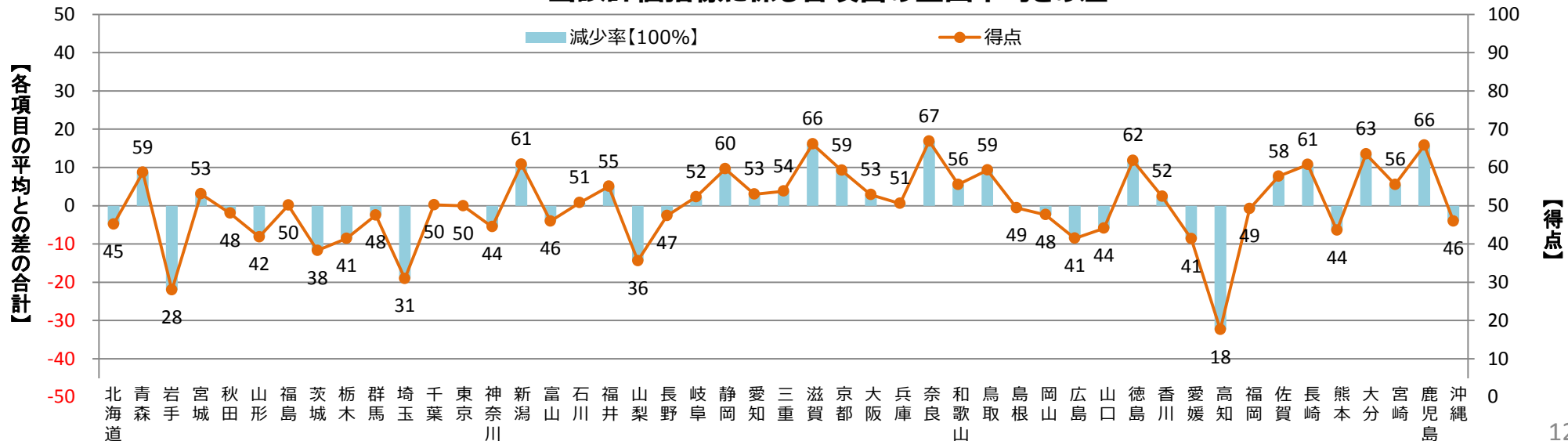


平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

指標2. 特定保健指導実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



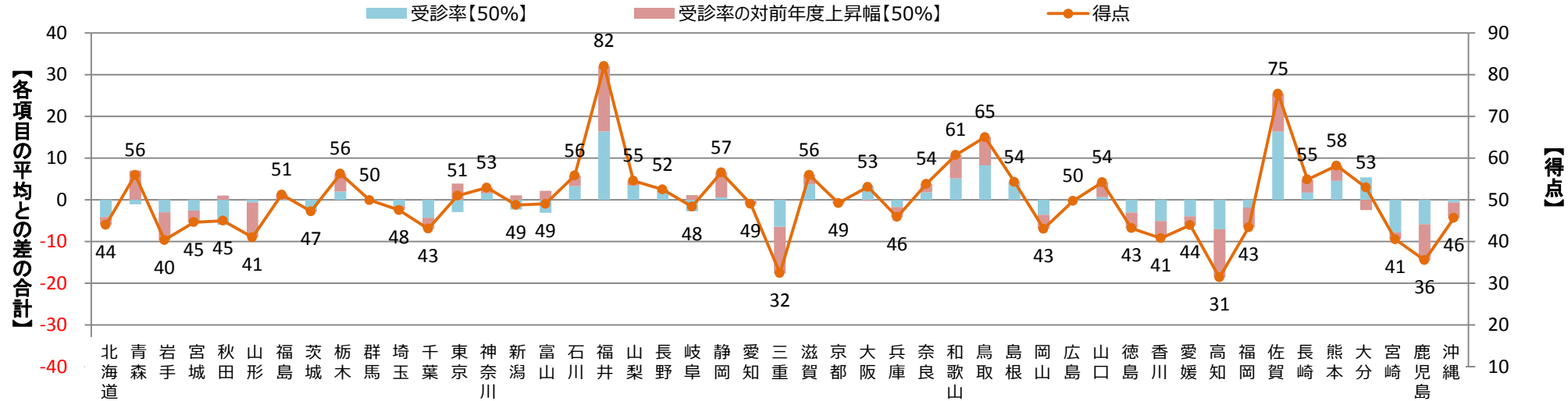
指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

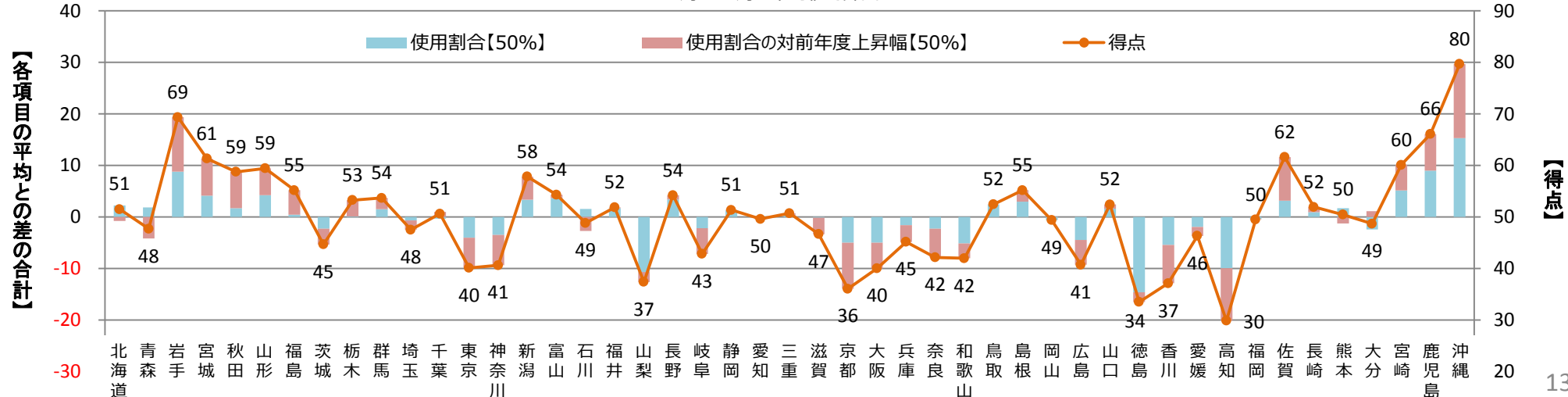
指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

※ 4月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

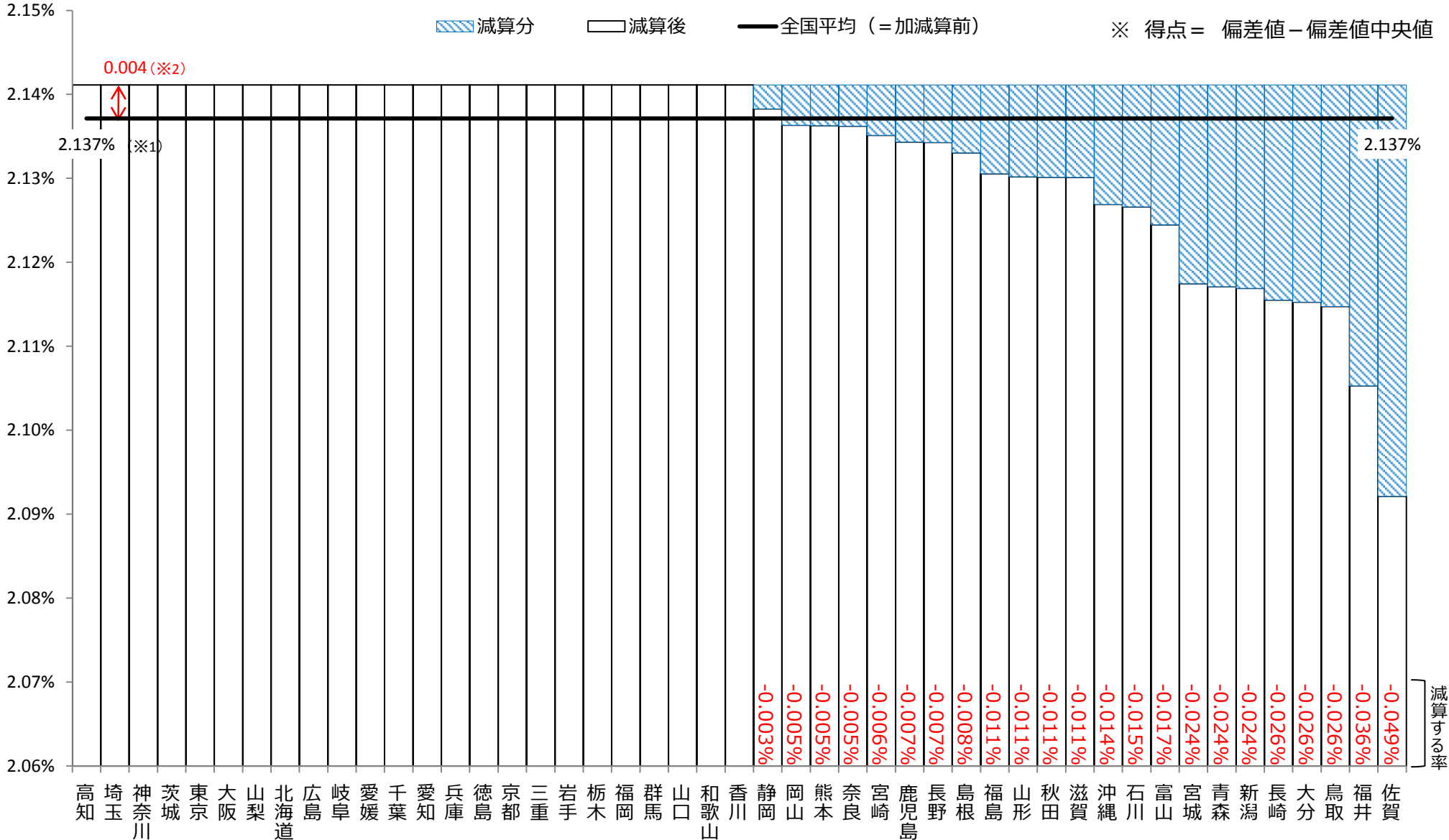
※ 4月～7月の平均値で算出



平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

【平成30年度実績評価⇒32年度保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



※1 2.137%とは、平成30年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。
 ※2 平成32年度保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度総報酬額の実績に0.004%を乗じて平成32年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）

インセンティブ制度に係る広報の実施状況について

《実施状況》

- ・ 全加入事業所へ制度説明リーフレットを送付
- ・ 経済団体や社会保険労務士会等を通じ、会員企業へ周知
- ・ ホームページにより周知

《広報方針》

- ・ 埼玉支部は多くの評価項目で全国平均を下回っており、事業主や加入者が自主的に行動変容を起こしていただけるよう、継続的に丁寧な広報を実施していく。

【平成30年度インセンティブ制度に係る広報の実施（予定）状況】

広報の種類	納入告知書同封 チラシ	メールマガジン	健康保険委員 （※1）	事務説明会 （※2）	関係機関への広報 （※3）
実施（予定）時期	平成30年9月	平成30年12月	平成31年1月	平成30年5月 平成30年7月 平成30年9月 平成30年11月 平成31年1月	平成31年2月 (埼玉県社会保険協会 発行の広報誌)

※1「健康保険委員」に対しては、事務説明会やリーフレットの送付等を実施。

※2「事務説明会」は、社会保険事務説明会、新規適用事業所説明会等で事務担当者等に対して説明。

※3「関係機関への広報」は、県、市町村、商工会、商工会議所や中小企業団体中央会等に対する訪問説明及び広報誌への記事の掲載依頼等。

インセンティブ制度広報実施例

納入告知書同封チラシ（埼玉だより）106号
（平成30年9月発行）

埼玉支部ホームページにおける広報
（平成30年12月より）

平成30年度から インセンティブ制度が始まりました

協会けんぽでは、平成30年度より「インセンティブ制度」が導入されました。この制度は、事業主様と加入者の行動に基づく「5つの評価項目」の実績を保険料率に反映させるものです。全都道府県支部が同様に取り組んでおり、実績に応じて順位づけされます。その結果、上位過半数の支部は平成32年度から保険料率が下がります。

制度の詳細については、右のQRコードよりご覧いただくことができます⇒



5つの評価項目	現状	皆様に取り組んでいただきたい事
特定健診等の受診率	埼玉支部 40.0% 全国平均:48.5%	協会けんぽの健康診断を受診しましょう ■被保険者様(ご本人):生活習慣病予防健診 ■被扶養者様(ご家族):特定健診 ※労働安全衛生法に基づく定期健診を実施している事業所様は、協会けんぽ加入者様(40歳以上)の健診結果を協会けんぽへご提供ください。詳細はこちら⇒
特定保健指導の実施率	埼玉支部 5.9% 全国平均:13.0%	特定保健指導を利用しましょう ■健診結果で「生活改善が必要」と判断された方(*)は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。 ※腹囲、血圧、血糖値、脂質などが標準的な数値を超えている方。詳細については協会けんぽのホームページをご覧ください。
特定保健指導対象者の減少率	埼玉支部 33.3% 全国平均:34.8%	特定保健指導対象者を減らしましょう ■特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。 ■特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組み、必要に応じて医療機関を受診してください。
医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	埼玉支部 9.0% 全国平均:9.9%	ご案内が届いたら医療機関を受診しましょう ■生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから医療機関への受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず受診してください。
ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用割合	埼玉支部 74.9% 全国平均:75.0%	お薬はジェネリック医薬品に変えましょう ■薬局でお薬を受け取る際は、積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。 ※ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬のことです。

現状では埼玉支部はすべての項目で全国平均値を下回っています。
協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますのでご協力をよろしくお願い致します!



総合得点順位 **44位/47支部中**

現状のままでは、インセンティブが付与されない可能性があります。
埼玉支部も事業主・加入者の皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、上位過半数を目指し、ともに取り組んでいきましょう!

- 特定健診等の受診率 (43位/47支部中)**
 (皆様に取り組んでいただきたいこと) ⇒ **協会けんぽの健康診断を受診しましょう!**
 <皆様に取り組んでいただきたいこと>
 ●被保険者(ご本人)様: **生活習慣病予防健診**
 ●被扶養者(ご家族)様: **特定健診**
 ※労働安全衛生法に基づく定期健診を実施している事業所様は、健診結果を **協会けんぽへご提供ください。** (40歳以上の加入者様に限ります)
- 特定保健指導の実施率 (47位/47支部中)**
 (皆様に取り組んでいただきたいこと) ⇒ **特定保健指導を利用しましょう!**
 健診結果で、「生活改善が必要(*)」と判断された方は、協会けんぽの**特定保健指導**をご利用ください。
 (※) 腹囲: 男性85cm以上、女性: 90cm以上
 最高血圧: 130mmHg以上
 空腹時血糖値: 100mg/dl以上 など。
- 特定保健指導対象者の減少率 (36位/47支部中)**
 (皆様に取り組んでいただきたいこと) ⇒ **日頃から健康的な生活習慣に取り組みましょう!**
 対象者となった場合は、プログラムを最後まで取り組み、必要に応じて医療機関を受診してください。

